



栃木県公報

平成31(2019)年
3月29日(金)
号 外
第 19 号

目 次

条 例

○栃木県県税条例等の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第19号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県県税条例関係

(1) 法人事業税関係

法人事業税の所得割及び収入割の税率を次のとおり引き下げることとしました。（第56条及び附則第24条関係）

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4（現行100分の1.9）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7（現行100分の2.7）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1（現行100分の3.6）

イ 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5（現行100分の5）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3（現行100分の7.3）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の7（現行100分の9.6）

ウ 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5（現行100分の5）
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9（現行100分の6.6）
特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7（現行100分の7.9）

エ 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人の収入割の税率

収入金額	100分の1（現行100分の1.3）
------	--------------------

(2) 自動車税関係

ア 平成31(2019)年10月1日以後に初回新規登録された自家用の乗用車について、自動車税の種別割の税率を次のとおり引き下げることとしました。（第106条関係）

総排気量が1リットル以下のもの	年額 25,000円（現行29,500円）
-----------------	-----------------------

総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 30,500円 (現行34,500円)
総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 36,000円 (現行39,500円)
総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 43,500円 (現行45,000円)
総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 50,000円 (現行51,000円)
総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 57,000円 (現行58,000円)
総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 65,500円 (現行66,500円)
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 75,500円 (現行76,500円)
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 87,000円 (現行88,000円)
総排気量が6リットルを超えるもの	年額 110,000円 (現行111,000円)
電気自動車	年額 25,000円 (現行29,500円)

イ 平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年9月30日までの間に自家用の乗用車を取得した場合の自動車税の環境性能割の税率について、燃費基準値達成度等に応じ、2%を1%と、3%を2%とする特例措置を講ずることとしました。(附則第27条の2関係)

ウ 平成31(2019)年度及び平成32(2020)年度に初回新規登録された自動車について、当該登録の翌年度に次の自動車税の種別割の特例措置を講ずることとしました。

(ア) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、平成30(2018)年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32(2020)年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良いもの等について、税率をおおむね100分の75軽減すること。

(イ) 平成30(2018)年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32(2020)年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの等について、税率をおおむね100分の50軽減すること。

エ 平成31(2019)年度又は平成32(2020)年度において初回新規登録からディーゼル車にあつては11年、ガソリン車等にあつては13年を経過した自動車について、その翌年度から自動車税の種別割の税率をおおむね100分の15重課することとしました。(以上附則第28条関係)

(3) 狩猟税関係

特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者の税率を2分の1とする特例措置の適用期限を平成36(2024)年3月31日まで延長することとしました。(附則第30条関係)

(4) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県税条例等の一部を改正する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

栃木県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 隆一

栃木県条例第十九号

栃木県税条例等の一部を改正する条例

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項（新規登録の申請）に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

の

一 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

略

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項（新規登録の申請）に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

の新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

一 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 | 法附則第十二条の三第三項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年分自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六 条第一 項第一 号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	二万五千元	五千五百円
	二万三千六百元	六千元

		二万七千二百円	七千円
		四万七千五百円	一万五千五百円
第六 条第一 項第一 号ロ	第六 条第一 項第一 号ロ	二万九千五百円	七千五百円
		三万四千五百円	九千円
		三万九千五百円	一万円
		四万五千円	一万五千五百円
		五万千円	一万三千円
		五万八千円	一万四千五百円
		六万六千五百円	一万七千円
		七万六千五百円	一万九千五百円
		八万八千円	二万二千元
		十一万千円	二万八千円
第六 条第一 項第二 号イ	第六 条第一 項第二 号イ	六千五百円	二千円
		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百円	千二百円
第六 条第一		八千円	二千円

項 第 二 号 口	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
第 百 六 条 第 一 項 第 二 号 八 (1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第 百 六 条 第 一 項 第 二 号 八 (2)	一万二三百円	三千円
	二万六百元	五千五百円
第 百 六 条 第 一 項 第 三 号 イ (1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第 百 六 条 第 一 項 第 三 号 イ (2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円

		三万八千円	九千五百円
		四万四千円	一万円
		五万五千円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
第百六 条第一 項第三 号ロ		三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五百円
		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万円
第百六 条第一 項第四 号		四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
第百六 条第一 項第五 号イ		一万三千六百円	六千円
		一万七千六百円	七千円
		三万千六百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万八千円	一万五百円
		四万六千四百円	一万二千円
		五万三千二百円	一万三千五百円
		六万二千二百円	一万五千五百円

	七万四百日	一万八千円
	八万八千八百円	二万二千五百円
第六 条第一	九千円	二千五百円
項第五 号ロ(1)	一万八千五百円	五千円
第六 条第一	一万千五百円	三千円
項第五 号ロ(2)	二万五千五百円	六千五百円
第六 条第二	三千七百日	千円
項第一 号	四千七百日	千二百円
	六千三百円	千六百日
第六 条第二	五千二百円	千三百円
項第二 号	六千三百円	千六百日
	八千円	二千円

31 法附則第十二条の三第四項に規定する自動車に対する第六条の規定の適用については、当該自動車は平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六 条第二	七千五百円	四千円
項第一 号イ	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円

		一万五千七百円	八千円
		一万七千九百円	九千円
		一万五五百円	一万五五百円
		一万三千六百円	一万二千円
		一万七千二百円	一万四千元
		四万七五百円	一万五五百円
第六 条第一 項第一 号ロ		一万九千五百円	一万五千元
		三万四千五百円	一万七千五百円
		三万九千五百円	一万円
		四万五千元	一万二千五百円
		五万千元	一万五千五百円
		五万八千元	一万九千元
		六万六千五百円	三万三千五百円
		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千元	四万四千元
		十一万千元	五万五千五百円
第六 条第一 項第二 号イ		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千元	六千円
		一万五千元	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千元	一万円

		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
第六 条第一 項第二 号ロ	第六 条第一 項第二	八千円	四千円
		一万五千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五五百円	一万五五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五五百円	二万五五百円
		六千三百円	三千二百円
	第六 条第一 項第二 号ハ(1)	第六 条第一 項第二	七千五百円
		一万五千五百円	八千円
第六 条第一 項第二 号ハ(2)	第六 条第一 項第二	一万二二百円	五千五百円
		二万六六百円	一万五五百円
第六 条第一 項第三 号イ(1)	第六 条第一 項第三	一万二二千円	六千円
		一万四千五百円	七千五百円
		一万七千五百円	九千円
		二万円	一万円
		二万二千五百円	一万五千五百円

		11万五千五百円	1万三千円
		11万九千円	1万四千五百円
第百六 条第一 項第三 号イ(2)		11万六千五百円	1万三千五百円
		3万二千円	1万六千円
		3万八千円	1万九千円
		4万四千円	1万二千元
		5万五百円	1万五千五百円
		5万七千円	1万八千五百円
		6万四千円	3万二千元
	第百六 条第一 項第三 号ロ		3万三千円
		4万千円	1万五千円
		4万九千円	1万四千五百円
		5万七千円	1万八千五百円
		6万五千五百円	3万二千元
		7万四千円	3万七千円
		8万三千円	4万五千五百円
第百六 条第一 項第四 号		四千五百円	二千五百円
		六千円	三千円
第百六 条第一 項第五 号イ		11万三千六百円	1万二千元
		11万七千六百円	1万四千元
		3万千六百円	1万六千円
		3万六千円	1万八千円

2| 法附則第十二条の三第二項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中

4| 法附則第十二条の三第五項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる規定中同表の中

	四万八千円	一万五千元
	四万六千四百円	一万三千五百円
	五万三千二百円	一万七千元
	六万二千二百円	三万円
	七万四千円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第百六条第一項第五号ロ(1)	九千円	四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
第百六条第一項第五号ロ(2)	一万五千五百円	六千円
	二万五千五百円	一万三千元
第百六条第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百六条第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六 条第二 項第二 号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	二万五千元	五千五百円
	二万三千六百元	六千元
	二万七千二百円	七千元
	四万七百元	一万五千元
第百六 条第二 項第二 号ロ	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千元
	三万九千五百円	一万円
	四万五千元	一万千五百円
	五万千元	一万三千元
	五万八千元	一万四千五百円
	六万六千五百円	一万七千元
	七万六千五百円	一万九千五百円
	八万八千元	二万二千元
	十一万千元	二万八千元
第百六 条第二	六千五百円	二千円

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六 条第一 項第二 号イ	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	二万二千円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百円	千二百円
第百六 条第一 項第二 号ロ	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万円	七千五百円
	二万五千円	九千円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	千六百元
第百六 条第一 項第二 号ハ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千五百円	四千円
第百六 条第一 項第二 号ハ(2)	一万二三百円	三千円
	二万六百元	五千五百円
第百六 条第一	一万二千円	三千円

第百六条第一項第三号イ(1)	一万四千五百円	四千円	
	一万七千五百円	四千五百円	
	二万円	五千円	
	二万二千五百円	六千円	
	二万五千五百円	六千五百円	
	二万九千円	七千五百円	
	第百六条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
		三万二千元	八千円
		三万八千元	九千五百円
		四万四千元	一万円
		五万五五百円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
第百六条第一項第三号ロ	六万四千元	一万六千円	
	三万三千元	八千五百円	
	四万千元	一万五百円	
	四万九千元	一万二千五百円	
	五万七千円	一万四千五百円	
	六万五千五百円	一万六千五百円	
	七万四千元	一万八千五百円	
第百六条第一項第四号	八万三千元	二万円	
	四千五百円	千五百円	
	六千円	千五百円	

第百六 条第一 項第五 号イ	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五千元
	四万六千四百円	一万二千元
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四千円	一万八千元
	八万八千八百円	二万二千五百円
第百六 条第一 項第五 号ロ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千元
第百六 条第一 項第五 号ロ(2)	一万千五百円	三千元
	二万五千五百円	六千五百円
第百六 条第二 項第一 号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
第百六 条第二 項第二 号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

3| 法附則第十二条の三第三項に規定する自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日

5| 法附則第十二条の三第六項に規定する自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日

から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	一万五千元
第百六条第一項第二号ロ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万千元	二万五千五百円
	五万八千元	二万九千元
	六万六千五百円	三万三千五百円

		七万六千五百円	三万八千五百円
		八万八千円	四万四千円
		十一万千円	五万五千五百円
第百六 条第二 項第二 号イ		六千五百円	三千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
	第百六 条第二 項第二 号ロ		八千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		一万五百円	一万五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五百円	二万五百円
		六千三百円	三千二百円
第百六 条第一		七千五百円	四千円

項第二 号八(1)	一万五千五百円	八千円
第百六 条第二 項第二 号八(2)	一万二百万円	五千五百円
	二万六百万円	一万五百万円
第百六 条第二 項第三 号イ(1)	一万二千万円	六千万円
	一万四千五百万円	七千五百万円
	一万七千五百万円	九千万円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千万円
	二万九千万円	一万四千五百円
	二万九千万円	一万四千五百円
第百六 条第二 項第三 号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千万円	一万六千万円
	三万八千万円	一万九千万円
	四万四千万円	二万二千万円
	五万五百万円	二万五千五百円
	五万七千万円	二万八千五百円
	六万四千万円	三万二千万円
第百六 条第二 項第三 号ロ	三万三千万円	一万六千五百円
	四万千万円	二万五百万円
	四万九千万円	二万四千五百円
	五万七千万円	二万八千五百円

		六万五千五百円	三万三千円
		七万四千元	三万七千元
		八万三千元	四万五千五百円
第百六 条第一 項第四 号		四千五百円	二千五百円
		六千元	三千元
第百六 条第一 項第五 号イ		二万三千六百円	一万二千元
		二万七千六百円	一万四千元
		三万六千六百円	一万六千元
		三万六千元	一万八千元
		四万八百元	一万五千元
		四万六千四百円	一万三千五百円
		五万三千二百円	一万七千元
		六万二千二百円	三万千元
		七万四百元	三万五千五百円
		八万八千八百円	四万四千五百円
第百六 条第一 項第五 号ロ(1)		九千元	四千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
第百六 条第一 項第五 号ロ(2)		一万五千五百円	六千元
		二万五千五百円	一万三千元
第百六 条第二 項第一 号		三千七百元	千八百円
		四千七百元	二千三百円

	六千三百円	三千二百円
第百六 条第二 項第二 号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

（狩猟税の税率の特例）

第三十条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟

（狩猟税の税率の特例）

第三十条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十一条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項（定義等）に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟

期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 略

第二条 栃木県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第百二条の七 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した法第百二十二条第一項(自動車取得税の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の五第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>四 略</p>	<p>(自動車取得税の申告納付)</p> <p>第百二条の七 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した法第百二十二条第一項(自動車取得税の申告納付)の規定による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>四 略</p>

第三条 栃木県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第五十六条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除</p>	<p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第五十六条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除</p>

く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十四条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ 略

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により、各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の〇・四
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年 八百万円以下の金額	百分の〇・七
各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える 金額	百分の一

二 特別法人 次の上欄に掲げる金額の区分により、各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・九

三 その他の法人 次の上欄に掲げる金額の区分により、各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年八百	百分の五・三

く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第五十四条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ 略

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の一・九
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年 八百万円以下の金額	百分の二・七
各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える 金額	百分の三・六

二 特別法人 次の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の六・六

三 その他の法人 次の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年八百	百分の七・三

万円以下の金額	
各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える金額	百分の七

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第五十四条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額

イ・ロ 略

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の四・九を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第六六条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車 (三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

(1) 総排気量 (ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た容積。以下この条及び附則第二十八条の二第一項において同じ。) が一リットル以下のもの 年額 七千五百円

(2) 〓 (10) 略

(11) 電気自動車 (法第四百四十九条第一項第一号 (環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税) に規定する電気自動車

万円以下の金額	
各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える金額	百分の九・六

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三を乗じて得た金額とする。

3 他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第五十四条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額

イ・ロ 略

ハ 各事業年度の所得に百分の三・六を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の九・六を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第六六条 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車 (三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ 営業用

(1) 総排気量 (ロータリー・エンジンを搭載する自動車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た容積。以下この条において同じ。) が一リットル以下のもの 年額 七千五百円

(2) 〓 (10) 略

(11) 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの (以下この条において「電気自動車」という。)

をいう。以下同じ。) 年額 七千五百円

ロ 自家用

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万五千円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、
一・五リットル以下のもの 年額
三万五百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超
え、二リットル以下のもの 年額
三万六千円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、
二・五リットル以下のもの 年額
四万三千五百円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超
え、三リットル以下のもの 年額
五万円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、
三・五リットル以下のもの 年額
五万七千円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超
え、四リットル以下のもの 年額
六万五千五百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、
四・五リットル以下のもの 年額
七万五千五百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超
え、六リットル以下のもの 年額
八万七千円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるも
の 年額 十一万円
- (11) 電気自動車 年額 二万五千円

二五略
2 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第二十四条 租税特別措置法第六十八条第二
項(特定の協同組合等の法人税率の特例)
の規定に該当する法人の同項の規定に該当
する各事業年度に係る所得割については、

第五十六条第一項第二号中

各事業年度

年額 七千

五百円

ロ 自家用

- (1) 総排気量が一リットル以下のもの
年額 二万九千五百円
- (2) 総排気量が一リットルを超え、
一・五リットル以下のもの 年額
三万四千五百円
- (3) 総排気量が一・五リットルを超
え、二リットル以下のもの 年額
三万九千五百円
- (4) 総排気量が二リットルを超え、
二・五リットル以下のもの 年額
四万五千円
- (5) 総排気量が二・五リットルを超
え、三リットル以下のもの 年額
五万円
- (6) 総排気量が三リットルを超え、
三・五リットル以下のもの 年額
五万八千円
- (7) 総排気量が三・五リットルを超
え、四リットル以下のもの 年額
六万六千五百円
- (8) 総排気量が四リットルを超え、
四・五リットル以下のもの 年額
七万六千五百円
- (9) 総排気量が四・五リットルを超
え、六リットル以下のもの 年額
八万八千円
- (10) 総排気量が六リットルを超えるも
の 年額 十一万円
- (11) 電気自動車 年額 二万九千五百
円

二五略
2 略

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第二十四条 租税特別措置法第六十八条第二
項(特定の協同組合等の法人税率の特例)
の規定に該当する法人の同項の規定に該当
する各事業年度に係る所得割については、

第五十六条第一項第二号中

各事業年度

の所得のうち年四百万円を超える金額

「百分の四・九」とある

るのは
各事業年度の所得のうち年四百万円
各事業年度の所得のうち年十億

万円を超え年十億円以下の金額

円を超える金額

九
七
と、同条第三項第二号中

「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七条の二 略

2 自家用の乗用車に対する第五十五条の三第二項及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までに行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第四百四十九条第一項第二号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する天然ガス自動車をいう。次

の所得のうち年四百万円を超える金額

「百分の六・六」とある

るのは
各事業年度の所得のうち年四百万円
各事業年度の所得のうち年十億

万円を超え年十億円以下の金額

円を超える金額

六
九
と、同条第三項第二号中

「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第二十七条の二 略

則第十二条の三第一項（自動車税の種別割の税率の特例）に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の

(自動車税の種別割の税率の特例)

第二十八条 次の各号に掲げる自動車（法附

条第二項において同じ。) 、メタノール自動車 (法附則第十二条の三第一項 (自動車税の種別割の税率の特例) に規定するメタノール自動車をいう。次条第二項において同じ。) 、混合メタノール自動車 (法附則第十二条の三第一項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第二項において同じ。) 及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車 (法第四百九十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。) 並びに自家用の乗用車 (三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。) 、第六十条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第四百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車又は同項第五号に規定する石油ガス自動車で平成二十年三月三十一日までに最初の第三百三条の二第三項に規定する新規登録 (以下この条及び次条において「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第 一 項 イ	略	略
------------------	---	---

燃料として用いる電力併用自動車並びに

第六十条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の第三百三条の二第三項に規定する新規登録 (以下この条において「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第四百四十九条第一項第五号 (環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税) に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第 百 六 条 第 一 項 第 一 号 イ	略	略
---	---	---

イ(2) 第一項 第三号	略	イ(2) 第一項 第二号	略	イ(2) 第一項 第二号	略	イ(2) 第一項 第二号	略
イ(2) 第一項	略	イ(2) 第一項 (1)	略	イ(2) 第一項 (1)	略	イ(2) 第一項 (1)	略
イ(2) 第一項	略	イ(2) 第一項 (2)	略	イ(2) 第一項 (2)	略	イ(2) 第一項 (2)	略
イ(2) 第一項	略	イ(2) 第一項	略	イ(2) 第一項	略	イ(2) 第一項	略

第百六 条第一 項第二 号	二万九千五百円	第百六 条第一 項第二 号	三万三千九百円
第百六 条第一 項第二 号	三万四千五百円	第百六 条第一 項第二 号	三万九千六百元
第百六 条第一 項第二 号	三万九千五百円	第百六 条第一 項第二 号	四万五千四百円
第百六 条第一 項第二 号	四万五千円	第百六 条第一 項第二 号	五万七千七百円
第百六 条第一 項第二 号	五万千円	第百六 条第一 項第二 号	五万八千六百元
第百六 条第一 項第二 号	五万八千円	第百六 条第一 項第二 号	六万六千七百円
第百六 条第一 項第二 号	六万六千五百円	第百六 条第一 項第二 号	七万六千四百円
第百六 条第一 項第二 号	七万六千五百円	第百六 条第一 項第二 号	八万七千九百円
第百六 条第一 項第二 号	八万八千円	第百六 条第一 項第二 号	十万二千二百円
第百六 条第一 項第二 号	十一万千円	第百六 条第一 項第二 号	十二万七千六百元
第百六 条第一 項第二 号	略	第百六 条第一 項第二 号	略
第百六 条第一 項第二 号	略	第百六 条第一 項第二 号	略
第百六 条第一 項第二 号	略	第百六 条第一 項第二 号	略
第百六 条第一 項第二 号	略	第百六 条第一 項第二 号	略

第2項 第2号	略	第2項 第1号	略	第1項 第5号 ロ(2)	略	第1項 第5号 ロ(1)	略	イ 第5号	略	第4号 第1項	略	ロ 第3号 第1項	略
第2項 第2号	略	第2項 第1号	略	第1項 第5号 ロ(2)	略	第1項 第5号 ロ(1)	略	イ 第5号	略	第4号 第1項	略	ロ 第3号 第1項	略

2 法附則第十二条の三第二項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百九条第二項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して

第百六 条第二 項第二	略	第百六 条第二 項第一	略	第百六 条第一 項第五 号ロ(2)	略	第百六 条第一 項第五 号ロ(1)	略	第百六 条第一 項第五 号イ	略	第百六 条第一 項第四 号	略	第百六 条第一 項第三 号	略
第百六 条第二 項第二	略	第百六 条第二 項第一	略	第百六 条第一 項第五 号ロ(2)	略	第百六 条第一 項第五 号ロ(1)	略	第百六 条第一 項第五 号イ	略	第百六 条第一 項第四 号	略	第百六 条第一 項第三 号	略

月割をもつて課せられるものに限る。) 限り、当該自動車は平成三十一年四月一日(自家用の乗用車にあつては、同年十月一日)から平成三十二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号 イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	一万九百円	五千五百円
	一万三千六百円	六千円
	一万七千二百円	七千円
	四万七千五百円	一万五千円
第一項 第一号 ロ	一万五千円	六千五百円
	三万五千円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円

		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万五千五百円	一万九千円
		八万七千円	二万二千元
		十一万円	二万七千五百円
第二項 第二号 イ		六千五百円	二千元
		九千円	二千五百円
		一万二千元	三千元
		一万五千元	四千元
		一万八千五百円	五千元
		二万二千元	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百元	千二百元
	第二項 第二号 ロ		八千元
		一万千五百円	三千元
		一万六千元	四千元
		二万五千元	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		三万円	七千五百円
		三万五千円	九千元
		四万五千元	一万五千元

		六千三百円	千六百円
第二項 第二号		七千五百円	二千円
ハ(1)		一万五千五百円	四千円
第二項 第二号		一万二三百円	三千円
ハ(2)		一万六五百円	五千五百円
第二項 第三号		一万二千元	三千円
イ(1)		一万四千五百円	四千円
		一万七千五百円	四千五百円
		一万円	五千円
		一万二千五百円	六千円
		一万五千五百円	六千五百円
		一万九千元	七千五百円
第二項 第三号		一万六千五百円	七千円
イ(2)		二万二千元	八千円
		二万八千元	九千五百円
		四万四千元	一万千円
		五万五百円	一万三千円
		五万七千元	一万四千五百円
		六万四千元	一万六千円
第二項 第三号		三万三千元	八千五百円
ロ		四万千円	一万五百円
		四万九千元	一万二千五百円

		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万円
第一項 第四号		四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
第一項 第五号 イ		二万三千六百円	六千円
		二万七千六百円	七千円
		三万千六百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万八千円	一万五千円
		四万六千四百円	一万二千元
		五万三千二百円	一万三千五百円
		六万二千二百円	一万五千五百円
		七万四千円	一万八千元
		八万八千八百円	二万二千五百円
第一項 第五号		九千円	二千五百円
	ロ(1)	一万八千五百円	五千円
第一項 第五号		一万五千五百円	三千円
	ロ(2)	二万五千五百円	六千五百円
第二項 第一号		三千七百円	千円
		四千七百円	千二百円

	六千三百円	千六百元
第二項 第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円

3| 法附則第十二条の三第三項各号に掲げる自動車に対する第百六条の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から平成三十二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百六条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第一号 イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百元	八千元
	一万七千九百元	九千元
	二万五千元	一万五千元

		11万三千六百円	1万二千円
		11万七千二百円	1万四千円
		四万七千五百円	1万五千五百円
第一項 第二号 ロ		11万五千円	1万二千五百円
		三万五千五百円	1万五千五百円
		三万六千円	1万八千円
		四万三千五百円	1万二千円
		五万五千円	1万五千円
		五万七千円	1万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万五千五百円	三万八千円
		八万七千円	四万三千五百円
		十一万円	五万五千円
	第一項 第二号 イ		六千五百円
		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万千円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円

第一項 第二号 ロ	八千円	四千円
	一万五千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	一万五五百円	一万五五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	二万五五百円
	六千三百円	三千二百円
第一項 第二号 ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第一項 第二号 ハ(2)	一万二三百円	五千五百円
	一万六五百円	一万五五百円
第一項 第三号 イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
第一項 第三号 イ(2)	一万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円

第一項 第三号 口	三万八千円	一万九千円	
	四万四千円	二万二千円	
	五万五五百円	二万五千五百円	
	五万七千円	二万八千五百円	
	六万四千円	三万二千円	
	三万三千円	一万六千五百円	
	四万千円	一万五五百円	
	四万九千円	二万四千五百円	
第一項 第四号	五万七千円	二万八千五百円	
	六万五千五百円	三万三千円	
	七万四千円	三万七千円	
	八万三千円	四万五千五百円	
	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	第一項 第五号 イ	一万三千六百円	一万二千円
		一万七千六百円	一万四千元
二万千六百円		一万六千元	
二万六千円		一万八千元	
四万八百元		二万五五百円	
四万六千四百円		二万三千五百円	
五万三千二百円		二万七千元	
六万千二百円		三万千元	

	七万四百日	三万五千五百日
	八万八千八百日	四万四千五百日
第二項 第五号	九千日	四千五百日
口(1)	一万八千五百日	九千五百日
第二項 第五号	一万五千五百日	六千日
口(2)	二万五千五百日	一万三千日
第二項 第一号	三千七百日	千八百日
	四千七百日	二千三百日
	六千三百日	三千二百日
第二項 第二号	五千二百日	二千六百日
	六千三百日	三千二百日
	八千日	四千日

第二十八条の二 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成三十一年栃木県条例第十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）第一条の規定による改正前の栃木県県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の栃木県県税条例」という。）第百三条第一項の規定により平成二十八年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法第四百十六条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正

前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第百三条第二項に規定する運行に相当するものとして法附則第十二条の四第一項(自動車税の種別割の税率の特例)の総務省令で定めるもの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百六条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
- 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
- 十一 電気自動車 年額 二万九千五百円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割

に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百元
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百元
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百元
第十一号	二万九千五百円	三万三千九百円

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第十二条の三第二項各号(自動車税の種別割の税率の特例)に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(第九条第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる

第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円
第九号	八万八千円	二万二千元
第十号	十一万千円	二万八千円
第十一号	二万九千五百円	七千五百円

4) 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第十二条の三第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万五千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千元
第十号	十一万五千円	五万五千五百円
第十一号	二万九千五百円	一万五千円

第四条 栃木県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法附則第十二条の三第二項(第四号及び第五号を除く。)に掲げる自動車のうち、<u>自家用の乗用車に対する第百六条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2・3 略</p>

月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条の二 略

2 略

第二十八条の二 略

2 略

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第十二条の三第二項各号（自動車税の種別割の税率の特例）に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第九条第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	三万四千五百円	九千円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万千五百円
第五号	五万千円	一万三千円
第六号	五万八千円	一万四千五百円
第七号	六万六千五百円	一万七千円
第八号	七万六千五百円	一万九千五百円

第九号	八万八千円	一万二千元
第十号	十一万千円	一万八千元
第十一号	二万九千五百円	七千五百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、法附則第十二条の三第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百九条第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千元
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	一万円
第四号	四万五千円	一万二千五百円
第五号	五万千円	一万五千五百円
第六号	五万八千円	一万九千元
第七号	六万六千五百円	二万三千五百円
第八号	七万六千五百円	二万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千元

第十号	十一万千円	五万五千五百円
第十一号	二万九千五百円	一万五千円

第五条 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第二十四条 個人の県民税の賦課徴収は、法第七百三十九条の五(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等)の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。</p>	<p>(個人の県民税の賦課徴収)</p> <p>第二十四条 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。</p>

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(栃木県県税条例の一部改正)</p> <p>第一条 略</p> <p>略</p> <p>附則第二十八条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「<u>第六十六条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス</u>」に、「<u>平成三十一年度分</u>」を「<u>当該各号に定める年度以後の年度分</u>」に、「<u>第六十六条</u>」を「<u>同条</u>」に改め、同項第一号中「<u>道路運送車両法第七条第一項(新規登録の申請)</u>」を「<u>第百三条の二第三項</u>」に、「<u>新車新規登録</u>」を「<u>初回新規</u>」</p>	<p>(栃木県県税条例の一部改正)</p> <p>第一条 略</p> <p>略</p> <p>附則第二十八条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「<u>第六十六条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス</u>」に、「<u>第六十六条</u>」を「<u>同条</u>」に改め、同項第一号中「<u>道路運送車両法第七条第一項(新規登録の申請)</u>」を「<u>第百三条の二第三項</u>」に、「<u>新車新規登録</u>」を「<u>初回新規</u>」</p>

登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第百四十九条第一項第五号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

(自動車税に関する経過措置)

第五条 略

2 略

3 施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成三十一年度分の自動車税の種別割に係る新条例第百九条第四項の規定の適用については、同項ただし書中「とき」とあるのは、「とき、又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十一年七月一日
- 二 第三条並びに附則第二条並びに第三条第二項及び第三項の規定 平成三十一年十月一日
- 三 第四条及び附則第三条第四項の規定 平成三十三年四月一日
- 四 第五条の規定 平成三十六年一月一日

(法人の事業税に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の栃木県税条例（以下「新条例」という。）第五十六条及び附則第二十四条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

登録」に
改め、同項第二号中
「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第百四十九条第一項第五号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に

改め、同条第二
項及び第三項を削る。

附 則

(自動車税に関する経過措置)

第五条 略

2 略

第三条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十八条の規定は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十七条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

3 新条例第百六条第一項第一号並びに附則第二十八条及び第二十八条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

4 第四条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十八条第四項及び第二十八条の二の規定は、平成三十三年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十二年分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（この条例の失効）

第四条 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。以下「改正法」という。）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）が成立しないとき、その他改正法第一条、第二条及び第三条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律附則第八条の規定による改正後の地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）又は改正法第四条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の規定の内容が当該規定に対応する第一条及び第三条から第五条までの規定による改正後の栃木県県税条例又は第六条の規定による改正後の栃木県県税条例等の一部を改正する条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

（税務課）